

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	高砂市 国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高砂市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

高砂市長

公表日

令和7年8月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	高砂市は、国民年金法に基づき、国民年金に係る各種届出・申出・申請・請求に伴う受理・審査・報告に関する事務処理を法定受託事務として行っている。 国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①第1号被保険者及び任意加入被保険者の資格に関する事務 ②付加保険料に関する事務 ③保険料免除等申請に関する事務 ④法定免除に関する事務 ⑤老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、特別障害給付金、老齢福祉年金、未支給年金、死亡一時金、寡婦年金に関する事務 ⑥年金生活者支援給付金に関する事務
③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 宛名システム 3. 番号連携サーバー（団体内統合宛名システム） 4. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 宛名特定個人情報ファイル (2) 国民年金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項 別表46、128の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務 を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高砂市 市民部 保険年金室 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒676－8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 総務部 総務室 総務課 情報公開担当 TEL 079－443－9068
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒676－8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 市民部 保険年金室 国保年金課 TEL 079－443－9022
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☒] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月28日	I 関連情報－1.－②事務の概要	高砂市は、国民年金法に基づき、国民年金に係る各種届出・申出・申請・請求に伴う受理・審査・報告に関する事務処理を法定受託事務として行っている。 国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①第1号被保険者及び任意加入被保険者の資格に関する事務 ②付加保険料に関する事務 ③保険料免除等申請に関する事務 ④法定免除に関する事務 ⑤老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、特別障害給付金、老齢福祉年金、未支給年金、死亡一時金、寡婦年金に関する事務	高砂市は、国民年金法に基づき、国民年金に係る各種届出・申出・申請・請求に伴う受理・審査・報告に関する事務処理を法定受託事務として行っている。 国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。①第1号被保険者及び任意加入被保険者の資格に関する事務 ②付加保険料に関する事務 ③保険料免除等申請に関する事務 ④法定免除に関する事務 ⑤老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、特別障害給付金、老齢福祉年金、未支給年金、死亡一時金、寡婦年金に関する事務 ⑥年金生活者支援給付金に関する事務	事後	
平成29年4月28日	I 関連情報－5.－②所属長	田川 真紀	山本 加奈子	事後	
平成29年4月28日	I 関連情報－3.個人番号の利用－法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項 別表第一の31、83の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号） 別表第一省令第59条第1号、第3号、第4号	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項 別表第一の31、95の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号） 別表第一省令第24条の2	事後	
平成29年4月28日	II しきい値判断項目	平成27年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年6月1日	I 関連情報－5.－②所属長	山本 加奈子	増田 浩之	事後	
平成30年4月25日	I 関連情報－5.－②所属長	増田 浩之	山内 邦雄	事後	
平成30年4月25日	II しきい値判断項目	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月18日	I 関連情報②所属長の役職名	市民課長 山内 邦雄	市民課長	事後	様式変更による
令和1年6月18日	II しきい値判断項目の時点	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	最新情報での時点
令和1年6月18日	IV リスク対策	—	項目新設	事後	様式変更による
令和2年7月15日	II しきい値判断項目の時点	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	最新情報での時点
令和3年9月30日	I 関連情報－5.－①部署	高砂市 健康文化部 健康市民室 市民課	高砂市 市民部 保険年金室 国保年金課	事後	機構改革による
令和3年9月30日	I 関連情報－5.－②所属長の役職名	市民課長	国保年金課長	事後	機構改革による
令和3年9月30日	I 関連情報－7.－請求先	高砂市 企画総務部 秘書広報広聴室 情報公開担当	高砂市 総務部 総務室 総務課 情報公開担当	事後	機構改革による
令和3年9月30日	I 関連情報－8.－連絡先	高砂市 健康文化部 健康市民室 市民課	高砂市 市民部 保険年金室 国保年金課	事後	機構改革による
令和3年9月30日	II しきい値判断項目の時点	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	最新情報での時点
令和4年6月1日	II しきい値判断項目の時点	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	最新情報での時点
令和5年7月11日	II しきい値判断項目 1、対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	最新情報での時点
令和5年7月11日	II しきい値判断項目 2、取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	最新情報での時点
令和6年12月16日	I －3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項 別表第一の31、95の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号）別表第一省令第24条の2	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項 別表46、128の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第24条の2	事後	番号法の改正に伴う変更
令和6年12月16日	II しきい値判断項目 1、対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	最新情報での時点

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月16日	Ⅱしきい値判断項目 2、取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	最新情報での時点
令和6年12月16日	Ⅳ－8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和6年12月16日	Ⅳ－8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	－	業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正に伴う項目追加
令和6年12月16日	Ⅳ－11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	－	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式改正に伴う項目追加
令和6年12月16日	Ⅳ－11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	－	十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和6年12月16日	Ⅳ－11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	－	業務システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年7月24日	Ⅱしきい値判断項目 1、対象人数 いつの時点の計数か	令和6年12月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	最新情報での時点
令和7年7月24日	Ⅱしきい値判断項目 2、取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年12月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	最新情報での時点